

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定

「いじめを生まない土壌をつくり、生徒の変化を敏感に察知し、いじめの可能性がある場合は迅速かつ組織的に対応する」(基本方針)

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が安心して健やかに成長できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使用して、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの要因

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係の問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 学校の方針

学校では、生徒の尊厳を保持するとともに、学級や教科(科目)経営に配慮しながらいじめが起こらないような教育環境を整え、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処に、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組む。

なお、寄宿舎におけるいじめの未然防止等の取組については、本方針に準じる。

6 基本的な考え方

- 異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- 様々な時や場面での面談等により生徒理解の深化に努める。
- 年3回（5月、9月、1月）の定期的なアンケート調査や教育相談によりいじめの早期発見に努める。
- いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- いじめの問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- 関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。
- 生徒が望ましい人間関係を構築していく力とともに、人間関係を修復していく力を身に付け、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

7 重点的な取組

(1) いじめの未然防止

教育活動全般を通じて、互いの個性や人格を認め合い尊重する人間性・社会性を養う。

- 授業中には言語活動の充実を図ることにより、コミュニケーション能力の伸長を図る。
- 道徳の時間の取組により、自己肯定感を高め、他人を尊重する態度を養う。
- 生徒会活動等を通して主体性や規範意識、帰属意識を高め、「いじめは絶対に許さない」という意識を徹底させる。
- スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。
- インターネット上のいじめに対する指導やネット社会における情報モラル教育を実施する。
- いじめ対策組織による幅広い情報の収集と共有をする。
- 道徳の時間やその他の時間を利用して、「子ども基本法」やアイヌ文化等について学習をする。
- 人権教育の推進に向け、関係機関や専門家と連携した教育活動を行う。
- 年度初めに、「いじめの理解」や「学校いじめ防止基本方針」の理解、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」」、「子ども理解支援ツール「ほっと」」に関する校内研修を実施する。
- 入学式、PTA 総会、新入生保護者説明会にて、「学校いじめ防止基本方針」について説明をする。
- 「学校いじめ防止基本方針」の取組の点検・見直しのために、アンケート調査を実施する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による「SOS の出し方に関する教育」を実施する。
- 警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」を実施する。
- 保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を実施する。

(2) いじめの早期発見

定期的・日常的な生徒観察を励行し、細かな変化を見逃さず、情報を共有して迅速に対応する。

- 個人面談（保護者面談）、教育相談週間（10月、1月）の設定、SCによるカウンセリング
- 「いじめの把握のためのアンケート調査」の実施（5月・9月・1月）
- ケース会議による個別事案に対する検討
- 「ほっと」の活用
- ネットパトロールの定期的な実施（毎月）
- 長期休業明け（GW・夏休み・冬休み明け）の『端末を用いた健康観察・教育相談』の実施

(3) いじめへの対処

些細なことでもその場で必ず指導し、当該年次に報告し、その後、いじめの可能性がある場合は「いじめ防止対策委員会」を中核として、迅速かつ組織的に対応する。

① 「いじめ防止対策委員会」へのいじめに係る情報の報告

教職員がいじめを発見し又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を「いじめ防止対策委員会」の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。

② いじめの報告窓口担当者

いじめの相談・通報を受け付ける担当者：生徒指導部長

③ いじめ情報の集約担当者

いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う担当者：生徒指導部長

④ 「いじめ防止対策委員会」によるいじめの認知

いじめに係る情報の報告を受け、「学校いじめ対策組織」が行う事実確認に基づき、いじめか否かを判断する（いじめの認知）。

⑤いじめ解消に向けた対処プランに基づく指導・支援

被害児童生徒の安全確保や心のケア等の支援、及び加害児童生徒への成長支援の観点を踏まえた組織的・計画的な指導に関する内容や情報共有を行う。

⑥「いじめ防止対策委員会」によるいじめ解消の判断

被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「いじめ防止対策委員会」において解消の定義に基づき判断する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 対策組織

(1) 「いじめ」対策のため「いじめ防止対策委員会」を設置する。(別紙)

(2) 委員構成は、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、各期主任（必要に応じて、担任、部活動顧問、生徒指導担当教諭、養護教諭、SC等を参集する）その他、道教委SSW等の関係者。

(3) 本校の「いじめ防止基本方針」に則った取組を主管し、いじめ事案対応の中核を担う。

9 いじめ事案発生時の対応

(1) 事実確認(学年、生徒指導部中心に全校で連携)

(2) いじめを受けた生徒のケア(スクールカウンセラーと連携)、保護者への支援(家庭訪問)

(3) いじめを行った生徒への指導(生徒指導部と連携)、保護者への助言(家庭訪問)

(4) 道教委への報告(管理職)

(5) 場合により、警察署等関係機関に相談・報告

(6) 経過観察・事後指導

(7) いじめの解消の状況の把握と解消の見極め(期間は少なくとも3か月を目安)

(8) 重大事態の場合は、教育委員会の指示に従う

(9) 対応に関して時系列で記録(教頭、生徒指導部)

10 重大事態への対応

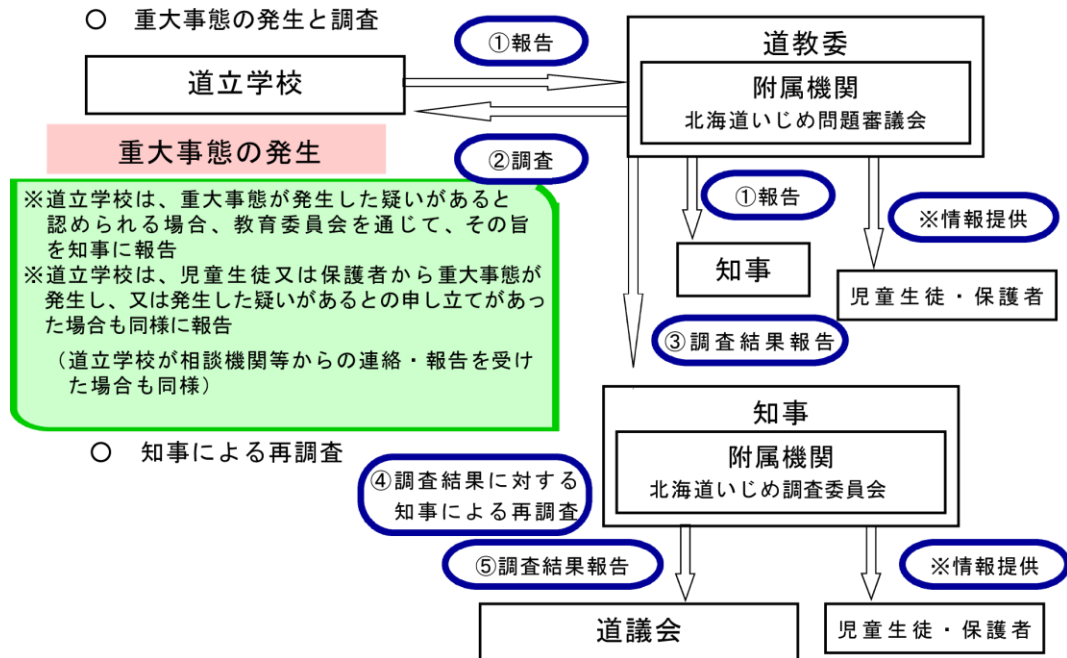
「重大事態」とは、次のとおりである。(道の「北海道いじめ防止基本指針」及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法で事実関係を調査し、適切な指導を行うため、関係機関（道教委・道議会・知事・警察等を含む）と連携する。また、学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。



11 方針の点検・評価

- (1) 「学校評価アンケート」(生徒・保護者)への位置付け
- (2) 学校評議員への諮問
- (3) PTAへの説明と意見集約
- (4) 学校評価への位置付け
- (5) 中間・年度末反省への位置付け
- (6) 学校のいじめ対応に係る生徒代表との話し合い

12 附則

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」は、令和6年3月7日に改正。
- (2) この「学校いじめ防止基本方針」の内容等に改正が必要な場合は、いじめ防止対策委員会で原案を作成し、職員会議で審議し決定する。
- (3) この「学校いじめ防止基本方針」は、令和7年4月4日に改正。
- (4) この「学校いじめ防止基本方針」は、令和8年4月6日に改正。